平成２９年（フ）第１８２号
群馬県伊勢崎市宮子町3483番地２　コーポルミエルＢ105
債務者　加藤　克紀
１　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８６号
群馬県渋川市金井1585番地15　定住促進住宅金島団地２号棟208号
債務者　笹原眞由美
１　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９３号
群馬県前橋市上泉町2811番地51
債務者　細谷　和之
１　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２号
群馬県藤岡市下栗須950番地８　指月堂ヴィラ２号
債務者　神田　次男
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５１９号
千葉県市川市曽谷５丁目25番８号
債務者　髙木　伸行
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
愛知県一宮市三ツ井１丁目11番12号
債務者　東海リホームこと　中野　裕二
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６４７号
京都市山科区小山鎮守町11番地１　アマルフィー山科　105
債務者　中島　篤
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４２号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１４棟105号
債務者　中越マス子
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７７１号
京都府久世郡久御山町下津屋川原44番地１７棟106号、前住所京都府久世郡久御山町佐山北代36番地23
債務者　森川八枝子
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８１号
京都市下京区仏光寺通寺町西入中之町555番地　トローヌ近藤　202
債務者　稲冨　誠二
１　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
松江市八雲町日吉226番地４、前住所松江市幸町1571番地21
債務者　水野　敏宏
１　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１８号
高知市六泉寺町221番地１　第２六泉寺ビル402
債務者　今井　佐和
１　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８３号
高知県吾川郡いの町枝川858番地70
債務者　三谷　啓子
１　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６２号
長崎県諫早市幸町４番５－204号　サーパス諫早、旧住所長崎県大村市竹松本町676番地６
債務者　池田里栄子
１　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
岐阜県大垣市安井町５丁目16番地１　ダイアパレス大垣203号室
債務者　世一　政典
１　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
岐阜県大垣市安井町５丁目16番地１　ダイアパレス大垣203号室
債務者　世一　千春
１　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１０７４号
名古屋市西区山木１丁目121番地の１　城北ビル405号
債務者　石田　恵
１　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部